

再生可能エネルギー導入促進

緊急対策事業費補助金

Q & A

(PPA による太陽光発電設備の設置と合わせた蓄電池の設置)

令和5年8月23日

第1版



静岡県地球温暖化防止活動推進センター

Q1 補助対象設備について

Q 1 - 1

蓄電池の選定にあたり、当該設備が特定の団体の登録や認証を受けている必要がありますか。

A 1 - 1

「業務・産業用」の蓄電池については、特定の団体の登録や認証は、特に必要ありません。「家庭用」の蓄電池については、申請時点で（一社）環境共創イニシアチブに登録されたものであることが必要です。

Q 1 - 2

蓄電池の設置にあたり、補助対象となるために必要な要件などはありますか。

A 1 - 2

蓄電池では「停電のみに利用する非常用予備電源でないこと」などの要件があります。補助対象設備ではありませんが、太陽光発電設備にも「年間想定発電量が設置場所の需要家の年間消費電力量以下であること」等の要件があります。詳細は、募集要領P 3,22 に記載の設備の要件をご確認ください。

Q 1 - 3

蓄電池（家庭用）の場合、「（一社）環境共創イニシアチブにより登録されている製品」とありますが、どのように確認すれば良いですか。

A 1 - 3

（一社）環境共創イニシアチブにおける蓄電システム登録済製品一覧のホームページにて確認してください。

ホームページ URL:

<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>

Q 1 - 4

車載用蓄電池は補助対象になりますか。

A 1 - 4

補助対象外になります。

Q 1 - 5

リユースの蓄電池は補助対象になりますか。

A 1 - 5

補助対象外になります。

Q2 補助対象者・需要家について

Q2-1

本社が静岡県外にありますが、静岡県内の事業所に補助対象設備を設置します。補助金の申請は可能ですか。

A2-1

可能です。

Q2-2

補助対象者・需要家の制限はありますか。

A2-2

法人税法第2条第5号に定める公共法人や、政治活動又は宗教活動が主たる目的の組織又は団体などは対象外になります。詳細は、募集要領 P4 をご確認ください。

Q2-3

みなし大企業とは何を指しますか。

A2-3

本事業では、次の(1)~(5)のいずれかに該当する者は、みなし大企業として対象外となります。

- (1)発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している法人
- (2)発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している法人
- (3)大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
- (4)発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)~(3)に該当する法人が所有している法人
- (5)(1)~(3)に該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている法人

Q 2 - 4

森林組合等とは何を指しますか。

A 2 - 4

森林組合法に規定する森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会を指します。

Q 2 - 5

協同組合等とは何を指しますか。

A 2 - 5

中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項第 6 号から第 8 号に規定する組合等、労働者協同組合法に規定する労働者協同組合及び消費生活協同組合法に規定する消費生活協同組合を指します。

Q 2 - 6

ふじのくに 0 円ソーラー事業とは何ですか。

A 2 - 6

PPA 事業者が太陽光発電設備や蓄電池を初期費用なしで設置する事業プランを紹介する静岡県の事業です。補助金交付を受けるためには、PPA 事業者が実施する事業プランが、ふじのくに 0 円ソーラー事業に登録されている必要があります。
ホームページ URL:
<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/energy/1047853.html>

Q 3 補助対象経費について

Q 3 - 1

既設の蓄電池に増設する形で、補助金を活用して蓄電池を設置することは可能ですか。

A 3 - 1

可能です。
ただし、既設の蓄電池に係る経費は補助対象外となりますので、申請にあたっては、補助対象設備と補助対象外設備、補助対象経費と補助対象外経費の区分を明確にしてください。

補助額の算定については、太陽光発電設備が8時間発電する電力を蓄電できる容量を上限としていますが、既設の蓄電池に新設の蓄電池を増設する場合、容量の上限は、全ての蓄電池の合計値で判断します。

Q 3 - 2

屋上防水工事は補助対象になりますか。

A 3 - 2

架台の基礎部分等、補助対象事業を実施する上で必要最低限の範囲であれば補助対象とします。

Q 3 - 3

維持管理に係る費用は補助対象になりますか。

A 3 - 3

維持管理に係る費用は、補助対象とはなりません。

Q 4 申請や審査について

Q 4 - 1

申請書等の提出について、電子メールと郵送を併用することは可能ですか。

A 4 - 1

併用はできません。どちらか片方の方法で提出してください。

Q 4 - 2

予算額に対する申請状況は随時公表されますか。

A 4 - 2

予算額に対する申請状況（申請額等）を随時公表する予定はありません。

なお、予算額を超える申請があった場合の受付締切については、静岡県地球温暖化防止活動推進センターのホームページでお知らせいたします。

Q 4 - 3

申請書の記載内容に不備がある状態や、添付書類が不足している状態でも申請することはできますか。

A 4 - 3

募集要領に記載のとおり、記載内容に不備がある場合や添付書類が不足している場合は、申請を受付できない場合や受付の順番が後になる場合がありますので、十分確認した上で申請してください。

なお、申請書等は提出があったものから順次審査しますので、申請書等が提出された日から、記載内容の不備や添付書類の不足についてご連絡するまでに時間を要する場合があります。

Q 4 - 4

申請前に、申請書等一式を持参して内容を確認してもらうことはできますか。

A 4 - 4

申請書等提出前に、申請書等一式を確認することはできかねます。なお、ご不明な点があれば、都度、お問い合わせください。

Q 4 - 5

交付申請から交付決定までに要する期間はどれくらいですか。

A 4 - 5

申請書の受付から交付決定までに要する期間は30日以内を想定していますが、受付後はできる限り速やかに交付決定をしたいと考えています。

なお、募集要領に記載のとおり、静岡県地球温暖化防止活動推進センター又は県から申請内容の確認の連絡や追加書類の提出指示等があった場合は、速やかにご対応ください。対応いただけない場合（連絡が取れない場合を含む。）は、審査期間が長期化することになります。

また、審査状況についてのお問い合わせには回答できませんので、ご了承ください。

Q 4 - 6

申請書等のメール提出について、容量制限によりメール送信ができない場合、複数回に分けて提出することは可能ですか。

A 4 - 6

可能です。
複数回に分けて提出される場合は、件名にメール送信数を記載してください。

なお、この場合の受付時間は、1通目のメールを受信した時間とします。

例：3回に分けて提出する場合

「【申請者名】 交付申請書 1 / 3」と記載

Q 4 - 7

メール1通あたりの容量の上限はありますか。

A 4 - 7

メール1通あたりの容量は、15MB以下としてください。また添付ファイルは、解像度を下げるなど、記載内容が読める範囲で可能な限りファイルサイズを小さくしてください。

Q 4 - 8

郵送で提出する場合、「到着日時が記録できる方法」とありますが、具体的にはどのような方法で郵送すれば良いですか。

A 4 - 8

到着日時が確認できる方法には、以下のものがあります。

- ・簡易書留
- ・一般書留
- ・特定記録
- ・レターパックプラス
- ・レターパックライト

Q 4 - 9

申請受付期間前の提出は可能ですか。

A 4 - 9

申請受付期間前に提出されたものについては、受付いたしません。

Q 4 - 1 0

申請書等が受理されたか不安なので持参により提出できますか。

A 4 - 1 0

持参により提出されたものについては、受付いたしません。
必ず簡易書留等の到着日時が記録できる方法で郵送していただくか、メールで提出してください。
なお、メールで提出された場合は、メールの受信後、翌営業日を目安に受信確認の返信をします。

Q 4 - 1 1

申請受付期間中に途中で募集を締め切ることはいりますか。

A 4 - 1 1

申請受付期間中に予算額を超える申請があった場合は、期間の途中でも受付を締め切ります。
なお、各日とも 17 時より前に締め切ることはいりません。

Q 4 - 1 2

受付は先着順ですか。

A 4 - 1 2

必要な書類が整ったものから受付となりますが、各日の 17 時まで提出されたものについては、申請書の到着時間によって取扱いが異なることはいりません。
なお、17 時を過ぎて提出されたものは翌日の受付扱いとなります。

Q 4 - 1 3

予算額を超える申請があった場合は、どのような扱いになりますか。

A 4 - 1 3

予算額を超える申請があった場合、受付締切日(予算額を超えた日)に受け付けた交付申請について、その合計額を取りまとめ、前日時点の予算の残額の範囲内で按分(千円未満の端数切捨て)となります。

Q 5 申請書類や添付書類について

Q 5 - 1

募集要領で定める様式（交付申請書、実績報告書兼請求書等）について、押印は必要ですか。

A 5 - 1

様式への押印は不要です。

Q 5 - 2

見積書を取得する際の注意点はありますか。

A 5 - 2

見積書は、補助対象事業が実施期限までに実施可能であることを確認した事業者から取得してください。法令上、工事を実施できない事業者からの見積書は認められません。

発行から3か月以内で有効期間内のものであれば、募集要領公表前に作成した見積書でも有効ですが、上記の点を確認した上で提出するようにしてください。

なお、見積書は経費内訳書と突合しますので、補助対象経費の内訳が分かるようにしてください。また、補助対象経費と補助対象外経費を色分けするなどして明示してください。

Q 5 - 3

支出の証拠書類に関する注意点はありますか。

A 5 - 3

支払いが事業実施期限（令和6年1月31日）までに完了している必要があります。領収書の写し、振込が確認できる通帳の写しなどを証拠書類として提出してください。

Q 5 - 4

写真は、日付入りのものでないと不備になりますか。

A 5 - 4

写真は、原則日付入りの写真としてください。カメラの機能等により日付入りの写真が撮れない場合は、Word等に添付して日付を記載する形でも可とします。

Q 5 - 5

交付申請書（様式第 1 号）の「補助対象事業着手予定年月日」、「補助対象事業完了予定年月日」は、いつの日付を指しますか。

A 5 - 5

「補助対象事業着手予定年月日」は、設置工事の発注や契約の予定日を指します。

「補助対象事業完了予定年月日」は、設置工事完了予定日、または支払い予定日のいずれか遅い日を指します。

Q 6 その他

Q 6 - 1

蓄電池を既に発注しているが、納入は交付決定後になる場合、補助対象になりますか。

A 6 - 1

交付決定の通知前に事業着手（発注）しているものは、補助対象になりません。

Q 6 - 2

交付決定から実績報告までの間に補助対象事業を廃止する場合、今後、県の補助金の申請等において不利益な取扱いを受けますか。

A 6 - 2

補助対象事業を廃止する場合、不利益な取扱いをすることはありませんが、募集要領の内容をよく確認した上で、交付廃止承認申請をしてください。また、補助対象事業を廃止する場合は、速やかに静岡県地球温暖化防止活動推進センターへ連絡をしてください。

Q 6 - 3

補助対象事業の「完了」とはどのような状態を指しますか。

A 6 - 3

補助対象設備の引き渡し、及び補助対象経費の支払いが完了しており、補助対象設備から電力の供給が可能な状態である必要があります。

ただし、電力会社との協議資料などにより、電力会社に系統連系申込をしているが、系統連系手続に時間を要することが確認できる場合は、電力の供給開始は事業完了後でも可能とします。

なお、この場合でも、事業実施期間内に補助対象経費の支払いを完了する必要があります。

Q 6 - 4

余剰電力の売電は可能とありますが、FIT 又は FIP による売電は可能ですか。

A 6 - 4

可能です。

Q 6 - 5

他の補助金等との併用は可能ですか。

A 6 - 5

可能です。

ただし、募集要領 P6 の方法で算出した補助額と、補助対象経費から他の補助金等の収入を控除した金額のいずれか低い額を補助額とします。

Q 6 - 6

住宅兼事務所として使用している建物は対象になりますか。

A 6 - 6

住宅部分と事務所部分で電気系統が分離されており、設置した蓄電池からの電気が事務所部分のみで使用される場合は対象になります。